

保健医療学部における評価（教学上の判定）に対する「問合せ」および不服の申し立てに関する申合せ

1. 評価（教学上の判定）に対する「問合せ」

学生は次のいずれかに該当する場合に、評価に対する「問合せ」を科目責任者に対し行うことができる。

- ① 成績の誤記入等、明らかに科目責任者の誤りであると思われるもの
 - ② シラバスにより周知している評価の方法から明らかに逸脱していると思われるもの
 - ③ その他、明確な理由があると思われるもの
- * 成績の再考を求めたりするものは受付できない。

2. 「問合せ」の期間

- ・評価が開示されてから1週間以内とする。
- ・科目責任者と直接メール等あるいは口頭で質問し、確認する。
- ・直接、口頭で質問する場合には、必ず事前にアポイントメントをとる。

3. 評価(教学上の判定)に対する不服の申し立て

- ・科目責任者に「問合せ」をしてもなお、不服がある場合には不服申し立てをすることができる。
根拠が不十分な申し立てには対応できない。
- ・不服を申し立てる場合には、科目責任者に「問合せ」後、3日以内に不服申立書に記載の上、事務課に提出すること。
- ・不服申し立てに関しては、保健医療学部教育委員会で対応を協議する。
- ・いずれの場合にも、期間を過ぎての申し立ては一切受け付けない。

附 則

1. この申合せは、令和元年11月27日から施行する。
2. この申合せの改廃は、教育委員会の審議を経て、教授総会の承認を要するものとする。